

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十五年二月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奈良県就労支援事業者機構

三 代表者の氏名

西口 廣宗

四 主たる事務所の所在地

奈良市登大路町一―一

五 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更正保護事業法第二条第二項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。